

昭和五十八年五月二十七日受領
答 弁 第 二 一 一 号

(質問の 二二二)

内閣衆質九八第二二号

昭和五十八年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 齋藤 邦吉

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員伊賀定盛君提出国公立大学共通一次試験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員伊賀定盛君提出国公立大学共通一次試験に関する質問に対する答弁書

一及び三について

国公立大学及び産業医科大学で実施している共通第一次学力試験（以下「共通一次試験」という。）の出願期間及び試験の実施期日については、共通一次試験を取り入れた入試制度の実施に当たり、国立大学協会等において高等学校等関係者の意見、試験場及び受験票の送付等準備に必要な期間、年末年始の郵便事情等を考慮の上、検討した結果に基づき決定したものである。

共通一次試験については、高等学校側等から実施期日の繰下げ等について意見が出されているが、出願期間及び実施期日繰下げ問題も含めた共通一次試験の見直しについては、高等学校教育や受験生に与える影響も大きいことから慎重に検討する必要があるので、文部省の入試改善会議において、国立大学協会等と並行して検討を開始しており、この検討結果を待つて適切

に対処したい。

二について

国立大学協会においては、共通一次試験の改善について検討するに当たり、各国立大学長の自由な意見を聞くため、昭和五十八年五月二日付けの第二常置委員会委員長名の文書「国公立大学の入学者選抜方法等の再検討について」を各国立大学長に送付しているが、これを公表するか否かは国立大学協会が決定すべきものである。

右答弁する。